

平成 14 年 職員の給与に関する報告及び勧告の骨子

《本年の給与勧告のポイント》

公民較差 7,584円(1.73%) <昨年361円(0.08%)>
 公民給与の逆較差を是正するため、給与勧告制度創設以来初の月例給引下げ改定
 ~ 給料表及び諸手当の引下げ改定を勧告
 4年連続の期末・勤勉手当の引下げ(0.05月分) <昨年0.05月分>
 年間給与で実質的な均衡を図るため、不遡及部分については、所要の調整措置
 ~ 平均年間給与は4年連続の減少(約14.8万円(2.02%))

1 職種別民間給与実態調査

市内の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の278民間事業所のうちから、層化無作為抽出した100事業所を対象に、給与改定の有無にかかわらず、職種別に本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

2 公民較差

7,584円(1.73%) <昨年361円(0.08%)>

民間給与	市職員の給与	較 差
430,546円	438,130円	7,584円(1.73%)

3 給与勧告の内容

(1) 市職員の給与

公民較差の解消を図るため、次のとおり措置する必要がある。

ア 給料表

本年は、市職員の給与が民間給与を大きく上回っており、人事院勧告の趣旨を考慮して給料表を改定すること。

イ 諸手当

扶養手当及び初任給調整手当の改定並びに特例一時金の廃止については、人事院勧告等を考慮して措置すること。

期末・勤勉手当については、市職員の期末・勤勉手当の支給割合が、民間の特別給の支給割合を上回っており、期末・勤勉手当の支給割合について、人事院勧告を考慮して改定すること。 【期末・勤勉手当の年間支給月数 4.7月分 4.65月分】

ウ 改定の実施時期等

この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

また、人事院勧告においては、本年の給与改定が公務員の給与水準を引き下げる内容であるため、官民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく実施することとしており、本市においても、この趣旨を考慮して措置すること。

(2) 人事・給与制度改革

ア 現行の給与制度において、その適正化が求められるもの

- ・特殊勤務手当：社会経済環境等の変化や国、他都市の支給状況も踏まえて、勤務実態に応じた見直しを今後も進める必要がある。
- ・勤勉手当：成績率の導入に向けた検討を進める必要がある。
- ・高齢層職員の昇給：公務部内での世代間の給与配分の一層の適正化を図るため、昇給停止年齢を現行の58歳から55歳に引き下げる必要がある。

イ 期末・勤勉手当については、年間支給回数及びその支給割合の配分について、国及び他都市の動向を勘案して検討する必要がある。

ウ 新たな行財政改革を推進していくためには、限られた人材を最大限に活用し、組織の活性化を推進する仕組みづくりが不可欠である。この点については、国等の動向を十分に注視しつつ、本市の実情に即した適切な評価制度とそれを反映したインセンティブに富んだ新たな人事・給与制度の構築に向け、早期に具体的な取組を進める必要がある。

- (3) 男女共同参画社会の実現
公務においても、政策決定過程への女性の一層の参画を図る観点から、引き続き女性職員の積極的な登用、職域の拡大及び能力開発に取り組んでいく必要がある。
- (4) 職員の健康保持
生活習慣病の予防やメンタルヘルスなどの健康管理対策の一層の充実を図るとともに、ゆとりある健康な職業生活を実現できる職場環境づくりに向け、引き続き取組を進めていく必要がある。
- (5) 公務運営
職員には、厳正な服務規律の維持と高い倫理観を保持して行動するよう要望する。
また、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、本市の喫緊の課題である行財政改革の推進に一層の努力をされるよう期待する。

【参考】

1 モデル給与例

(単位：円)

			年間給与			4年間の給与の減少額
			現行	改定後	減少額	
吏員	25歳	独身	3,861,000	3,798,000	63,000	175,000
主任	35歳	配偶者、子1	6,644,000	6,485,000	159,000	330,000
係長	40歳	配偶者、子2	7,693,000	7,514,000	179,000	379,000
副主幹	45歳	配偶者、子2	8,725,000	8,513,000	212,000	454,000
課長	50歳	配偶者、子2	11,343,000	11,076,000	267,000	609,000
部長	56歳	配偶者	12,543,000	12,239,000	304,000	728,000
局長	58歳	配偶者	13,589,000	13,254,000	335,000	798,000

2 給与勧告に伴う市職員の平均給与月額

現行の給与月額	改定額	改定後の給与月額	平均年齢
438,130円	7,584円	430,546円	41.5歳

3 給与勧告に伴う市職員の平均年間給与

市職員の平均年間給与は4年連続の減少

現行の平均年間給与	改定後の平均年間給与	平均年間給与の減少額
7,312,000円	7,164,000円	148,000円(2.02%)

4年間の合計 約 35.6万円

(平成13年：約 1.7万円，平成12年：約 8.0万円，平成11年：約 11.1万円)

4 給与勧告に伴う所要額(見込)

企業職を除いた場合 約 21億2,110万円

4年間の合計 約 50億7,830万円

(平成13年：約 2億4,860万円，平成12年：約 11億4,740万円，平成11年：約 15億6,120万円)

企業職を含んだ場合 約 24億1,800万円

4年間の合計 約 57億7,940万円

(平成13年：約 2億8,180万円，平成12年：約 13億250万円，平成11年：約 17億7,710万円)